

## ドライブレコーダーの映像情報の提供に関する協定書

広島県三次市（以下「甲」という。）、ごみ収集運搬業務委託事業者（以下「乙」という。）、広島県三次警察署（以下「丙」という。）は、甲の公用車及び乙のごみ収集運搬車等に搭載されたドライブレコーダーの映像情報（以下「映像情報」という。）を丙に提供することについて、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲及び乙の保有する映像情報を丙の犯罪・交通事故捜査等に活用するために必要な事項を定め、もって三次市民の生命、身体、財産を保護し、安全・安心なまちづくりに資することを目的とする。

（定義）

第2条 「公用車」とは「甲が所有又は管理する車両であり、甲が公務に使用する車両」をいい、「ごみ収集運搬車等」とは「乙が所有又は管理する車両であり、乙がごみ収集運搬業務やその他の業務に使用する車両」をいう。

2 「映像情報の提供」とは「映像の閲覧又は電磁的記録若しくは印字物による映像情報の提供」をいう。

（協定事項）

第3条 犯罪や交通事故等の捜査のため必要があるとき、丙は、甲又は乙に対し、映像情報の提供を要請することができる。

2 前項のほか、行方不明者の捜索等、個人の生命、身体又は財産の保護のため、緊急かつやむを得ないと認められるとき、丙は、甲又は乙に対し、映像情報の提供を要請することができる。

3 本条第1項の要請については、原則、刑事訴訟法第197条第2項の規定に基づく書面により、本条第2項の要請については、原則、丙の任意の書面により、照会を行うものとする。

4 前項の書面を作成するいとまがない場合、丙は口頭により要請を行い、甲又は乙は丙に映像情報を提供することができる。この場合、映像の提供を受けた丙は、甲又は乙に対し、遅滞なく書面を手交するものとする。

5 丙は、映像情報の提供を受けるまでの間に、当該情報が失われる可能性がある場合は、甲又は乙に対して、当該情報の保存を依頼することができる。

6 丙の要請に対して、甲及び乙はその業務に支障がない限り、協力するものとする。

（秘密の保持）

第4条 この協定の運用に際しては、三次市個人情報保護条例（平成17年12月20日条例第45号）及びその他の法令等を遵守するとともに、個人のプライバシーに十分配慮し、知り得た個人情報等をみだりに外部に漏らすことのないよう、適正に対応するものとする。

2 丙は、甲及び乙から提供を受けた映像情報を適正に管理し、目的以外に使用しないものとする。

（連絡責任者等）

第5条 甲、乙、丙それぞれの連絡責任者は次の者とし、必要に応じて各自が連絡担当者を指名することができる。

- (1) 甲 広島県三次市 危機管理監危機管理課長
- (2) 乙 株式会社コスモス 専務取締役
- (3) 乙 株式会社三次衛生工業社 代表取締役
- (4) 乙 有限会社備北清掃社 専務取締役
- (5) 乙 株式会社オガワエコノス ロハス事業部課長
- (6) 丙 広島県三次警察署 生活安全課長、交通課長、刑事課長

（協議）

第6条 協定の運用に支障が生じたとき、協定に定めがない事項が生じたとき、又は、協定の内容に疑義が生じたときは、その都度、甲、乙、丙の連絡責任者が協議して決定するものとする。

（その他）

第7条 協定の運用にあたって、甲及び乙は、丙以外の捜査機関等から映像情報の提供要請を受けた場合、本協定に準じて対応するものとする。

附則

この協定は、締結の日から運用する。

この協定の締結を証するため、本書6通を作成し、甲、乙、丙それぞれ押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和2年6月5日

甲 広島県三次市十日市中二丁目8番1号  
広島県三次市長 福岡誠志

乙 広島県三次市西酒屋町538番地1  
株式会社コスモス 代表取締役 黒瀬秀哉

乙 広島県三次市四拾貫町48番地2  
株式会社三次衛生工業社 代表取締役 松浪俊博

乙 広島県三次市三次町2668番地  
有限会社備北清掃社 代表取締役 沈勝義

乙 広島県府中市高木町502番地10  
株式会社オガワエコノス 代表取締役 小川勲

丙 広島県三次市十日市中二丁目6番6号  
広島県三次警察署長 中道弘志